

問題 1. 外為法第 48 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、(A) の許可を受けなければならない。」と規定されている。
(A) には、経済産業省が入る。

問題 2. 平成 6 年の大臣通達では、国内販売については、直ぐに輸出されることがわかっているにもかかわらず、合理化の観点から取引審査の対象から除外してよいとされている。

問題 3. ワッセナー・アレンジメント (WA) は、大量破壊兵器の過度の蓄積を防止する目的で発足し、ロシアも参加している。

問題 4. リスト規制該当技術とは、外為令別表の 1 から 15 の項に該当する技術をいう。

問題 5. 東京の貿易会社 A は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) に該当する濾過用の装置を英国にある水道会社 B に輸出する場合、少額特例は適用できないので、個別輸出許可を取得して輸出した。下線部分は、正しい。

問題 6. 運用通達の別表第 3 の 1 - 4 - 2 において、経由地とは「貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所」とされている。下線部分は、正しい。

問題 7. 輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物について、運用通達等で、一般用語と異なる意味で定義されている用語があるので、該非判定では注意が必要である。

問題 8. キャッチオール規制における規制対象地域は、リスト規制と同じ、全地域である。下線部分は正しい。

問題 9. 個別輸出許可の申請先は、貨物の種類、仕向地に関係なく経済産業省安全保障貿易審査課に申請する。

問題 10. 外為令別表及び貨物等省令でいう「係る技術」とは、「関係するすべての技術」という意味である。

問題 11. 外為法第 48 条第 1 項の違反に対しては、未遂罪も罰せられる。

問題 1 2. 外国ユーザーリストに記載されている企業・組織は、大量破壊兵器を開発する可能性が否定できないので、リスト規制に該当しない貨物を輸出する場合、必ず輸出許可が必要である。

問題 1 3. 埼玉県にある A 市の市長は、来月、姉妹都市であるオーストラリアにある B 市の図書館に、友好目的で、輸出令別表第 1 の 8 の項に該当するコンピュータを無償で提供する予定である。この場合、A 市の市長は、輸出許可を取得する必要はない。

問題 1 4. 東京にある素材メーカー A の営業担当者は、来週、リスト規制に該当する炭素繊維の製造技術について、台湾にある貿易会社 B の担当者に口頭で説明する予定である。この場合、2, 3 分程度の説明であれば、当該炭素繊維は製造することはできないので、素材メーカー A は、役務取引許可を取得する必要はない。

問題 1 5. 東京にある電機メーカー A は、3 ヶ月毎に 1 度の割合で、フランスにある自動車メーカー B にリスト規制に該当しない自動車用のセンサーを輸出している。この場合、電機メーカー A は、外為法第 55 条の 10 第 1 項の「業として行う者」にあたる。

問題 1 6. 東京にある T 大学の A 教授は、2 日前に出版されたばかりのロボット工学に関する専門書 X（外為令別表の 2 の項と 6 の項に該当する技術が含まれている。）を T 大学の生協で購入し、現在、ボストンにある大学院に留学中の長女 B に郵送する予定である。この場合、A 教授は、役務取引許可を取得する必要はない。

問題 1 7. 特別一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して 3 年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とされる。下線部分は正しい。

問題 1 8. 大阪にある素材メーカー A は、来月、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する合金をアメリカにある民間航空機メーカー B に無償サンプルとして輸出する予定である。この場合、無償なので素材メーカー A は、輸出許可を取得する必要はない。

問題 1 9. 取引審査における需要者や用途の確認については、大量破壊兵器の開発等に使用されないことを確認すればよいとされている。

問題 2 0. 大阪にある測定装置メーカーAは、初めて取引をする中国の大連にある貿易会社B（資本金約500万円）から、リスト規制に僅かに該当しない測定装置50台（総価額1億円）の引き合いを受けた。現金前払いで、測定装置の設置立会いも不要という好条件であった。用途は不明で、操作説明書類は朝鮮語で求められたので、最終仕向地は、北朝鮮と思われたが、測定装置メーカーAは、今期大幅赤字であったので、取締役でない営業部長が最終判断し、契約することにした。測定装置メーカーAの輸出管理上の対応は適切である。

問題 2 1. 東京にあるA医科大学では、来月、輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当する毒素が入った瓶(1個)をアメリカにあるB大学に提供する予定である。この場合、A医科大学は、研究目的であっても輸出許可が必要である。

問題 2 2. 東京にある電機メーカーAは、韓国にある造船メーカーBより、輸出令別表第1の16の項に該当するマイコンの注文を受けた。用途を確認したところ、韓国軍で使用する軍艦の製造に使用すると電子メールで連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、電機メーカーAは、輸出許可が必要である。

問題 2 3. 輸出許可申請時には、輸出に至った経緯がわかる契約書や注文書等が必要である。

問題 2 4. 輸出令別表第1の4の項で規制されている貨物及び外為令別表の4の項で規制されている技術は、原子力供給国会合(NSG)の合意に基づいて実施されている。下線部分は正しい。

問題 2 5. 経済産業大臣は、外為法第25条第1項や外為法第48条第1項に違反した者に対し、行政制裁を科することができる。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
少額特例	輸出令第4条第1項第四号で規定されている特例
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
平成6年の大臣通達	不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
原子力供給国会合	原子力供給国グループともいう。

平成26年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第28回)

(STC Associate)試験問題